

「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」 開催のご案内

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)

登録満了日 令和 11 年 3 月 31 日

公益社団法人 大阪労働基準連合会

適格請求書発行事業者の登録番号:T7120005015256

本講習は、労働安全衛生法第14条に基づく作業主任者の資格を取得するための講習です。

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業(以下「金属アーク溶接等作業」という。)に係る作業主任者は、特定化学物質障害予防規則第27条において、特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならないと規定されています。

これまで、金属アーク溶接等作業しか取り扱わないにもかかわらず、特定化学物質及び四アルキル鉛に係る全ての科目を受講する必要があり、受講される方の負担が大きいのになっていました。

この度、特定化学物質障害予防規則等の改正により、金属アーク溶接等作業に係るものに限定した技能講習が新設され、令和6年1月1日より、金属アーク溶接等作業を行う場合においては、「金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習」を修了した者のうちから、金属アーク溶接等作業主任者を選任することができることになりました。

この講習を、下記の要領で開催しますので、是非受講されますようご案内いたします。

1 受講対象者 作業主任者の業務に就く者

2 受講料金 ●受講料金(テキスト代含む) **12,320円**

内訳【受講料 9,500 円+消費税(10%) 950 円、テキスト 1,700 円+消費税(10%) 170 円】

※振込先

三井住友銀行 京阪京橋支店(店番 139) 普通 1741405 公益社団法人大阪労働基準連合会

3 講習科目及び時間 ※時間割は都合により振替わることがあります。

講習日程	時間割	科目
第1日目	9:25～ 9:30	オリエンテーション
	9:30～10:30	作業主任者の職務と責任・関係法令
	10:40～10:40	溶接ヒュームによる健康障害及び その予防措置
	12:30～14:35	労働衛生保護具
	14:45～16:50	作業環境の改善方法
	17:00～18:05	修了試験

4 講習会場 エル・おおさか(大阪府立労働センター)南館

大阪市中央区石町2-5-3

☎06-6942-7401

※地下鉄・京阪電鉄天満橋駅下車、西へ300m

5 定員 100名(定員になり次第締め切ります)

6 修了証の交付 所定の科目を受講し修了試験合格者に、最終日にお渡しします。

【ご注意】(1)お申込みは、講習日の3か月前の9時より「インターネット予約」からご予約ください。

(2)予約されましたら、『申込方法』に沿って手続きをお願いします。

(3)予約の有効期限(予約日より2週間)以内に申込手続きを完了されない場合は、予約が無効となりますので、ご注意ください。